



令和7年度

河合町保育所等利用案内

河合町 こども未来課

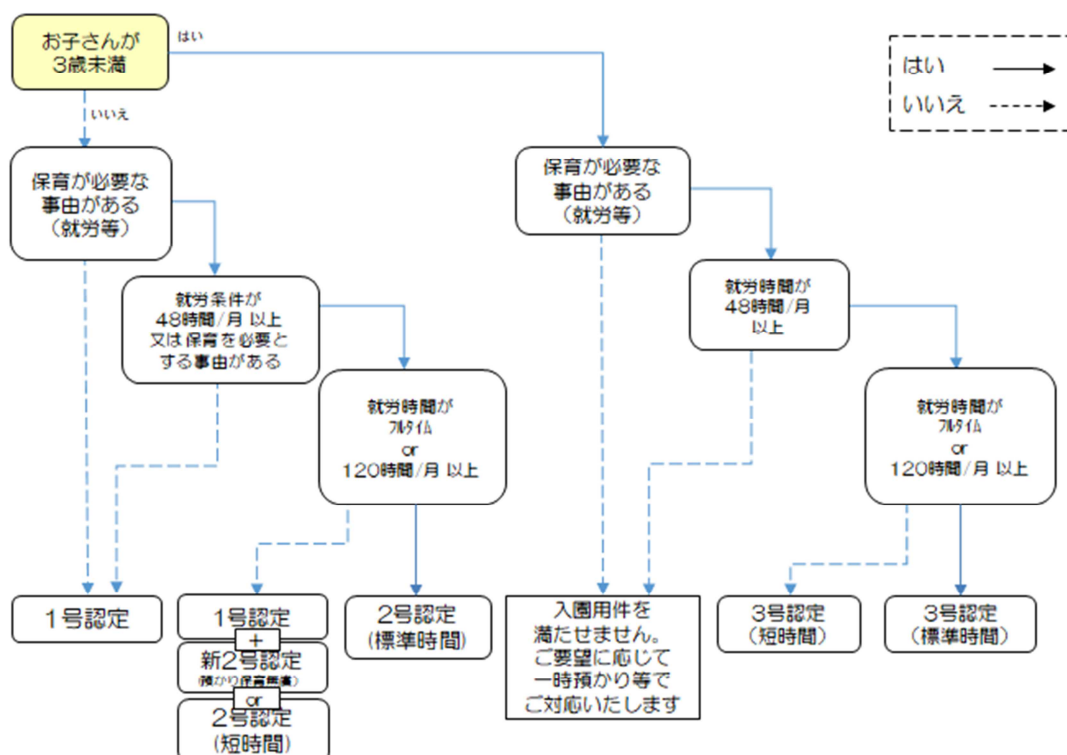
河合町の保育施設について

施設名	所在地	電話番号	開園時間	設置主体
かがやきの森こども園	山坊182番地1	58-2350	午前7時～午後7時	河合町
西大和保育園	星和台1丁目2番地1	34-2505	午前7時～午後7時	(福)西大和白鳳会

保育所等利用までの流れについて

1. こども未来課窓口または町ホームページより申請書類を受け取ってください。
2. 申込期間中または申込期限までにこども未来課窓口に必要な書類を全てそろえて提出してください。
3. 町が支給認定と利用調整を行います。
4. 利用調整後、入所の可否について書面で通知します。
5. 内定先の保育所等で、入所説明会を行います。
6. 入所保留となった場合、申込み年度内において施設に欠員が出たときは月1回利用調整を行い、対象の方
に通知します。(希望施設の変更や保育を必要とする事由に変更がある場合は、各月の申込期限までに書
類の提出をしてください。)

教育・保育認定給付について



認定区分

幼稚園や保育所、認定こども園等を利用する際に、教育・保育給付（支給）認定を受ける必要があります。認定には、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、1号認定から3号認定の3つの区分があります。認定区分によって利用できる施設や時間が異なります。

認定区分	内容	利用先
1号認定 教育標準時間認定	お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合	幼稚園 認定こども園
2号認定 満3歳以上・保育認定	お子さんが満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育所 認定こども園
3号認定 満3歳未満・保育認定	お子さんが満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育所 認定こども園

※新2号認定・・・1号認定で預かり保育料の無償化対象となるために「保育の必要性の認定」を受けた場合

※児童が満3歳未満の場合、認定の有効期間は「児童が満3歳に到達する日の前日（誕生日の前々日）まで」となります。この場合、満3歳到達時に、新たな支給認定証を送付します。（保護者の方の手続きは必要ありません。）

支給認定

2号・3号認定には、保育を必要とする事由のいずれかに該当することが必要です。

認定事由	内容	保育必要量		認定期間
		短時間	標準時間	
就労	会社等や自営業で1か月あたり48時間以上120時間未満の仕事をしている場合	●	—	事由による必要な期間
	会社等や自営業で1か月あたり120時間以上の仕事をしている場合	—	●	
妊娠・出産	妊娠中や出産前後の場合	—	●	出産予定月の前後2か月の期間
疾病・障害	病気・傷病・心身障害がある場合	—	●	事由による必要な期間
介護 看護等	同居の親族（長期入院している場合を含む）を介護又は看護している場合	●	●	事由による必要な期間
災害復旧	震災・風水害・火災等の復旧にあたる場合	—	●	事由による必要な期間
求職活動	求職活動を継続的にこなっている場合	●	—	利用開始後、3か月を経過する日の属する月の末日まで
就学	学校・職業訓練校に在籍している場合（就労に準ずる）	●	●	卒業予定日または修了日が属する月の末日まで
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合	—	●	事由による必要な期間
育児休業	育児休業中に、すでに保育園等を利用している兄弟がいて継続利用が必要な場合	●	—	生まれた子が1歳に達する年度の3月末日まで
その他	上記に類すると町が認める場合	●	●	事由による必要な期間

必要書類について

保育所等の申込みは、河合町に住所がある方または入所日までに転入予定の方で、保護者及び同居の方が下記の事情によりお子さんを保育できないに場合に限りです。また、住民票上の世帯分離や二世帯住宅等を含め同一住所に住民票がある方は同居家族とみなしますので、同居家族のうち65歳未満（保育の実施希望開始日時点の年齢）の方は保育が必要な事由を証明するものの提出が必要です。

保育の実施期間は、小学校就学の始期に達するまでの期間で必要と認められる期間となります。**なお、出生前の申込みは受付出来ません。**

必ず提出するもの

申込み児童ごとに、必要書類を提出してください。（②は世帯で1部提出）

	1号認定		2号認定		3号認定	
	継続	新規	継続	新規	継続	新規
①施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書 ※マイナンバーは必ずご記入ください	●	●	●	●	●	●
②保育が必要な事由を証明するもの（★下記一覧表参照）			●	●	●	●
③預金口座振替申込書						●

★②保育が必要な事由を証明するもの 一覧表

*指定様式にてご用意ください。

保育を必要とする事由	必要書類	添付書類
就労（予定）のため（外勤）	就労証明書	採用予定者は内定通知 等
就労のため（自営業等）	就労証明書	開業届、営業許可証、確定申告書の写し 等
母親が妊娠・出産のため	妊娠・出産届	母子手帳の写し 等
保護者が疾病・障がいのため	疾病・障がい状況申告書	診断書または身体障害者手帳の写し 等
家族や親族の介護・看護のため	介護・看護状況申告書	診断書または身体障害者手帳の写し 等
求職活動のため	求職中の保育所申込誓約書	
育児休業のため	支給認定変更申請書	育児休業証明書 等
就学のため	在学証明書	授業カリキュラム 等
農業従事のため	その他申立書	農業委員の証明または耕作証明書 等
災害復旧のため	その他申立書	罹災証明書 等
虐待及びDVのおそれ	その他申立書	公的機関等で発行された書類

その他必要に応じて提出するもの

- ・ひとり親世帯【児童扶養手当受給者証、戸籍謄本、ひとり親家庭等医療費受給資格証 等】
- ・生活保護受給世帯【生活保護受給者証】
- ・住民票上の世帯員（申込み児童を含む）に障がいをお持ちの方がいる場合【特別児童扶養手当受給者証、身体障害者手帳、療育手帳 等】
- ・その他申込みにかかる申し立てがある方【保育料にかかる世帯状況の申立書 等】

転入予定での申込み

申込み時点で河合町に住所がない場合は、原則として住所のある市区町村役所から申込みをしてください。
なお、転入することが確実な場合については、窓口で相談の上、必要書類を提出してください。

- ・必要書類①～③に該当する書類すべて
- ・児童及び保護者の現住所の住民票
- ・転入に関する誓約書（こども未来課にて配布します）
- ・転入予定地がわかるもの（家の売買契約書や賃貸契約書 等）

※転入予定で申込みされる場合は、入所日が属する月の前月末日までに河合町に住民登録をすることが条件となります。（例：入所日9月1日の場合 ⇒ 住民登録8月31日まで）

入所内定後、転入取りやめについては内定取り消しとなります。申込期間中にこども未来課へ書類が届くようにしてください。

転所について

町内転居などで保育施設を変更したい場合は、こども未来課までご相談ください。

退所について

退所する場合は、退所する前に「施設退所届」をこども未来課へ提出してください。また、次のような場合は、施設を退所していただきます。

町外への転出

原則、転出日が属する月の末日まで在籍出来ず。転出予定がある場合は、お早めにご相談ください。なお、転出後も引き続き通所される場合は、当該年度内に限り可能ですが、転出先で改めて入所申込みをしていただくことになります。

保育解除（退所）

- ・家庭でお子さんを保育できるようになったとき
 - ・入所後、集団生活に困難が生じたとき
 - ・申込み内容に虚偽の疑いが生じたとき
- ※就労状況を確認するため、就労先に問い合わせすることがあります。

認定等の変更について

認定内容に変更が生じた場合（離職、就労状況、保育を必要とする事由の変更等）は、すみやかにこども未来課で認定内容の変更手続きをお願いします。認定内容の変更は、毎月15日を締め切りとし、証明書類提出日の翌月からとなります。月途中やさかのぼっての変更はできません。

なお、かがやきの森こども園において年度途中での教育認定（1号）から保育認定（2号）への変更はできませんのでご注意ください。ただし、保育認定から教育認定への変更は可能とします。

入所までの流れ

各保育施設では、それぞれの保育目標・保育方針に基づいて運営していますので、保育内容にも特色があります。事前に各保育施設を見学し、第3希望までご検討いただいたうえで申込みください。見学をご希望の方は、各保育施設に直接お問い合わせください。

令和7年4月入所申込み

準備

【申込用紙配布】

期 間：令和6年10月1日（火）～

場 所：こども未来課または出張所

認定申請
兼
入所の申込み

新年度入所（4月）の受付

一次申込期間：11月1日（金）～15日（金）

二次申込期間：12月2日（月）～13日（金）

受付時間：午前9時から午後5時（土日祝日除く）

※各施設の受け入れ状況により、二次募集を行う場合があります。
※町外保育施設への入所をご希望の方は、申込期間が市町村により異なるため、希望する施設がある市町村へ確認してください。

提 出 場 所：こども未来課のみ

調査・利用調整

●保育所等の受入可能枠を超えている場合、利用調整を行います。
河合町が定める利用調整基準に基づき「指数」を設定し、指数の高い児童から入所先を決定します。

●結果については12月下旬頃までに書面で通知します。

●町外の保育施設希望の方の入所可否については、施設のある市町村の判断になりますので結果が遅れます。場合によっては3月中旬になる場合もありますのでご注意ください。

●結果通知後に、申込み取り下げ等のため空きが生じた施設について、随時利用調整し対象者に通知します。

保育認定
（標準時間・短時間）

入所内定
入所可

保留（待機）
入所不可

●入所保留の場合

※令和8年3月までは、希望する施設に欠員が出たときは月1回利用調整を行い、入所可能な場合のみ通知します。

なお、申込日から3か月過ぎた場合は、添付書類を再度ご提出ください。

入所説明会

- 入所が決定しましたら直接施設へご連絡いただき指示に従ってください。施設で入所後の生活や持ち物などの説明があります。



入所

- 入所月の1日付での入所となります。

令和7年5月～令和8年3月入所申込み

入所希望月	申込期限
令和7年5月	令和7年2月28日（金）
令和7年6月	令和7年3月31日（月）
令和7年7月	令和7年4月30日（水）
令和7年8月	令和7年5月30日（金）
令和7年9月	令和7年6月30日（月）
令和7年10月	令和7年7月31日（木）
令和7年11月	令和7年8月29日（金）
令和7年12月	令和7年9月30日（火）
令和8年1月	令和7年10月31日（金）
令和8年2月	令和7年11月28日（金）
令和8年3月	令和7年12月26日（金）

★注意事項★

- ・書類不備は受付できません。書類不備や疑義があった場合は、電話などで確認する場合があります。
- ・申込み内容に変更がある場合（希望施設、就労状況の変更等）はご連絡ください。
- ・育児休業からの復帰で申込みされる場合は、入所希望月の復帰となります。（4月入所であれば4月中に復帰）入所希望月に復帰されない場合、入所を取り消す場合があります。
- ・申込み児童の家庭で保育所利用料の未納がある場合は、完納してから申込みをしてください。

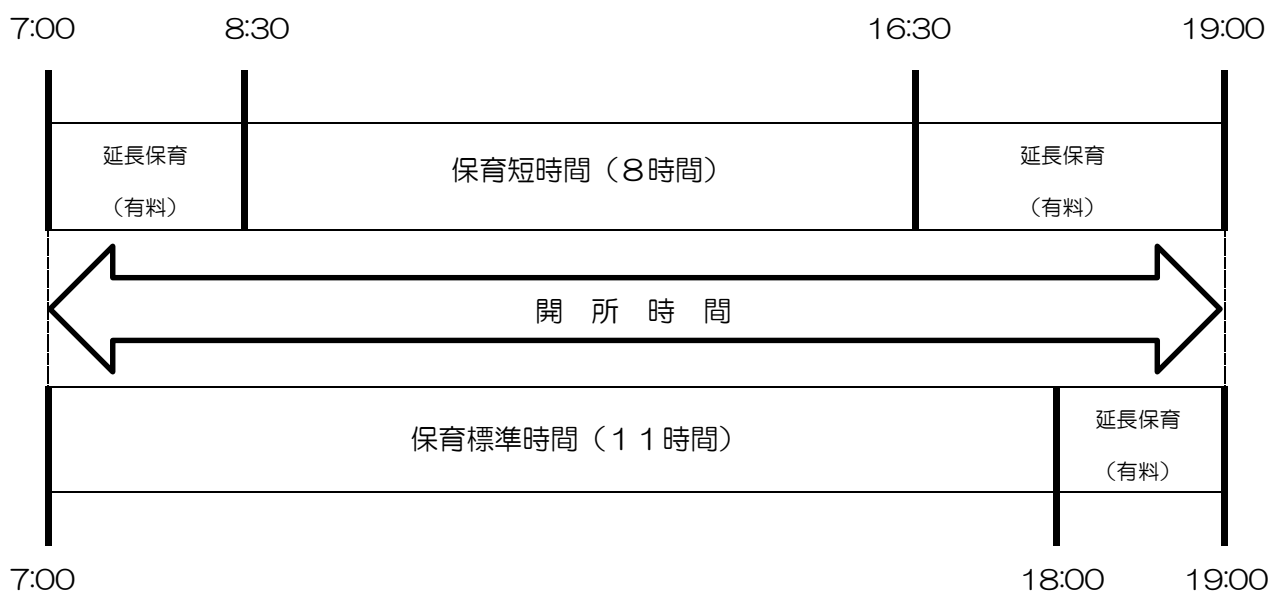
教育・保育時間について

保育時間には、**保育標準時間**と**保育短時間**があります。

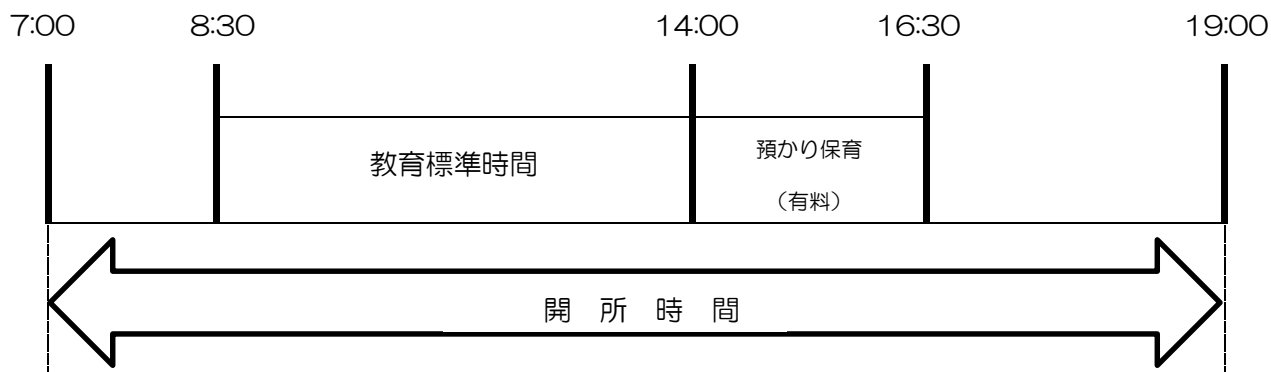
保育の必要性の事由に応じて保育時間を設定します。保護者は町が決定した利用時間の範囲内で保育を受けることになり、保護者による選択は出来ません。認定された時間以上の保育を必要とする場合は、延長保育を利用することになります。延長保育を利用する場合は、施設の承認と延長保育料が必要です。

保育必要量	認定事由	利用時間
保育標準時間	保護者のいずれもが月120時間以上就労する場合 母親の出産 等	1日 11時間まで
保育短時間	保護者のいずれかが月48時間以上120時間未満就労する場合 求職活動中 等	1日 8時間まで

【2号・3号認定利用時間のイメージ】



【1号認定利用時間のイメージ】



利用者負担額（保育施設等利用料）

◆利用料は4月1日の年齢で算定します。年度途中に満3歳になり3号認定から2号認定になっても、その年度の利用料は変わりません。

令和元年10月以降、3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園を利用する子どもたちの利用料が無償化されています。0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象となります。

ただし、非課税世帯以外の0歳から2歳については、課税額に応じた利用料が必要です。（下図参照）

また、3歳から5歳については、給食費が別途かかります。

階層区分		3号認定（0歳～2歳）保育料	
		保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯	0	0
B	市町村民税	0	0
	非課税世帯	(0)	(0)
C1	所得割課税額 48,600 未満	15,600	15,200
		(7,200)	(7,200)
C2	所得割課税額 77,101 未満	24,000	23,500
		(7,200)	(7,200)
C3	所得割課税額 97,000 未満	24,000	23,500
C4	所得割課税額 169,000 未満	35,600	34,800
C5	所得割課税額 301,000 未満	48,800	47,800
C6	所得割課税額 397,000 未満	64,000	62,700
C7	所得割課税額 397,000 以上	65,800	64,400

※4月1日現在の満年齢をもって年齢区分とする。当該年度中はその年齢を適用する。

※小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に第2子は半額、第3子以降については無料とする。

ただし市町村民税所得割額57,700円未満の多子世帯については児童の年齢制限は撤廃とする。また、77,101円未満のひとり親世帯等においては、児童の年齢制限は撤廃とし2人目以降の利用者負担は全額免除する。

※ただし、給付単価を限度とする。

※B階層、C1階層及びC2階層のひとり親世帯等については括弧書きとする。

利用料の算定方法について

利用者負担額（利用料）は、基本的には保護者の市町村民税所得割額の合計で決定しますが、同居の祖父母が家計の主宰者と判断される場合（父母の収入が一定基準以下の場合など）には、家計の主宰者と認められた方の市町村民税額を含めて算定します。

利用料の決定に用いる市町村民税所得割額とは、税額控除（住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除、配当控除、株式等譲渡所得割額控除 等）の適用を受ける前の税額です。

★注意事項★

算定対象者（原則として父母）の市町村民税が未申告の場合、利用料を算定するための税情報が不明であるため、申告されるまでは、最高階層とみなして利用料を算定することになります。父母どちらか一方が未申告である場合も同様です。

納付方法

利用される施設により利用料の支払先が異なります。

施設種別	支払先
町内公立こども園・私立保育所	河合町（指定金融機関・こども未来課窓口）
町外公立保育所・町外公立こども園	施設がある市町村 保育担当課

□座振替または納付書により、納付期限内に納付してください。

□座振替は当月分の利用料を毎月月末に振替を行います。（月末が土日祝日の場合は翌営業日）

【指定金融機関】 南都銀行のみ

利用料の切り替え時期について

毎年度4月から8月までは前年度市町村民税所得割額、9月から翌年3月までは当該年度市町村民税所得割額を基に算定します。これにより、収入等の状況によっては、9月から利用料が変更となる場合があります。

＊ 毎年9月が利用料の切り替え時期となります ＊

令和7年4月～8月

切 替

9月～令和8年3月

令和6年度の市町村民税額に基づく利用料

令和7年度の市町村民税額に基づく利用料

★注意事項★

※通所の有無にかかわらず、在籍している限り、利用料は毎月納入していただきます。（利用料は月額で算定します。日割りでの算定はできません。）

※利用料を滞納すると、自宅・勤務先への電話催告・訪問徴収等行い給与等の差し押さえを実施する場合があります。

※利用料の滞納が3か月を超えると退所していただく場合があります

副食費について

給食費は、主食費と副食費（おかず等）に分かれます。3歳から5歳までの利用料は無償化となりましたが、**副食費は対象外**となります。

なお、金額や支払い方法は施設により異なりますので、施設にご確認ください。また、認定区分にかかわらず、利用料・給食費の他に諸費用（実費）がかかります。

副食費の減免について

3歳以上児の副食費は、年収360万円未満相当（市町村民税所得割額57,700円未満、ひとり親世帯等の場合は77,101円未満）世帯の児童と、全ての世帯の第3子以降の児童は副食費徴収免除の対象となります。利用料と同様、4月から8月分については前年度、9月から翌年3月分については当年度の課税状況によって決定します。（同居の祖父母が家計の主宰者と判断される場合（父母の収入が一定基準以下の場合など）には、家計の主宰者と認められた方の市町村民税額を含めて算定します。）

副食費の徴収免除対象となる方のみ、こども未来課より通知します。

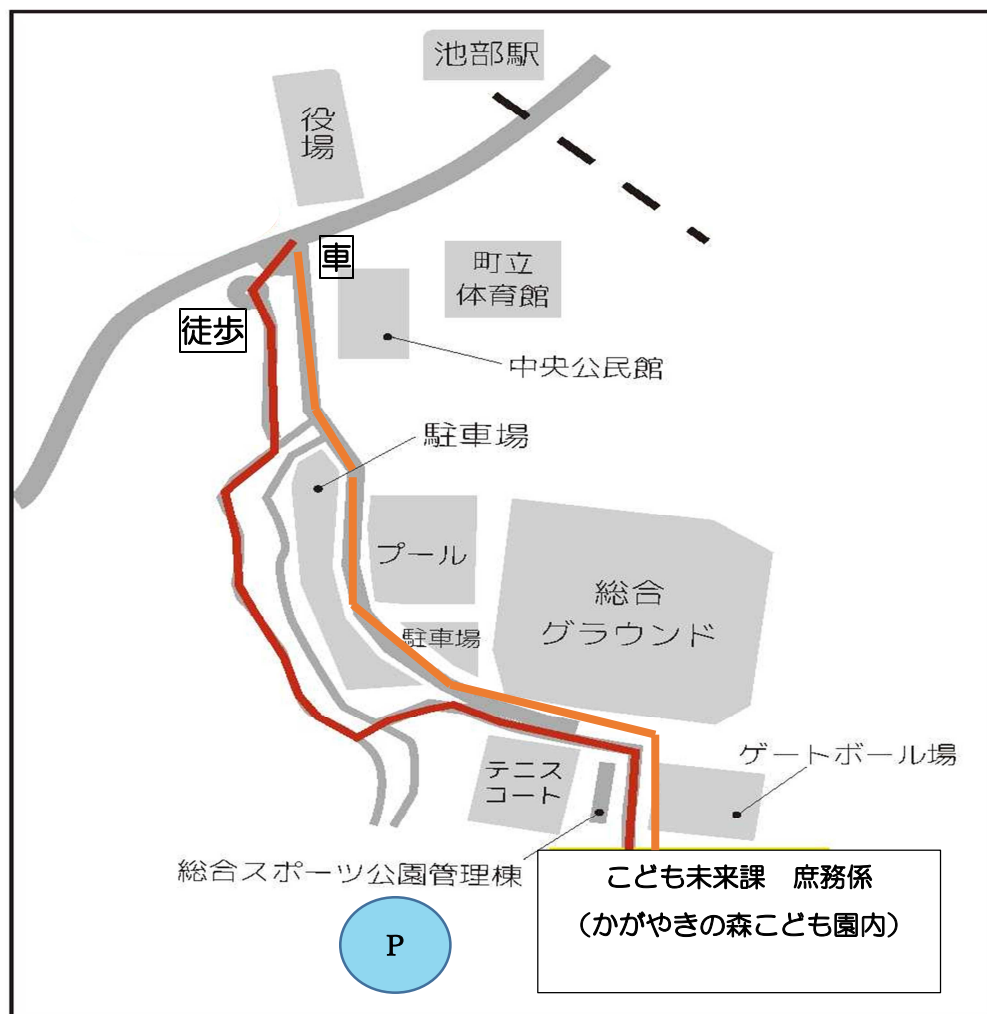
1号認定

階層区分	3歳以上児	
所得割課税額	第1子・第2子	第3子以降
77,101円未満	主食費のみ	
77,101円以上	主食費・副食費	主食費のみ

2号認定

階層区分		3歳以上児	
所得割課税額		第1子・第2子	第3子以降
57,700円未満		主食費のみ	
57,700円以上	ひとり親世帯等	主食費のみ	
77,101円未満	その他	主食費・副食費	主食費のみ
77,101円以上		主食費・副食費	主食費のみ

※第3子のカウントは、1号認定は**小学校3年生までの児童（小学校就学前児童は保育所等を利用している児童）で最年長の児童**を第1子としてカウントします。2号認定は**保育所等を利用する小学校就学前の最年長の児童**を第1子としてカウントします。



※車でお越しの際は、こども園西側の駐車場をご利用ください

お問い合わせ先

河合町役場 こども未来課

河合町山坊 182 番地 1

TEL : 0745-58-2351